

注) 週休 2 日交替制適用工事は令和 8 年 1 月 19 日以降に公告される工事で試行する。
試行対象工事適用の有無は、「入札公告、入札説明書」による。

別紙
令和 7 年 12 月 1 日

完全週休 2 日交替制適用工事について（入札説明書添付資料）

1 用語の定義

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

（1）週休 2 日

1) 完全週休 2 日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2 日 / 7 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとするが、必要に応じて、監督員と協議することができる。

2) 月単位の週休 2 日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日 / 28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

3) 通期の週休 2 日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日 / 28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

（2）対象期間

対象期間は、技術者及び技能労働者の従事期間とする。

ただし、次の期間は対象期間から除く。

I. 夏季休暇（3 日間）および年末年始休暇（6 日間）

II. 工場製作のみの期間

III. 工事全体を一時中止している期間

IV. 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

V. 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が 1 週間未満の場合は対象外とする。

なお、完全週休 2 日交替制の工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、監督職員と協議を行い交替制による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定する。対象外とする期間は必要最小限の期間とし、その期間においては、技術者及び技能労働者が休日を確保できるように努める。

完全週休 2 日交替制の判断にあたり、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の対象日数と土曜日及び日曜日の合計日数から算定される休日率以上の休日を確保する。

2 発注方式

受注者が、工事着手前に完全週休 2 日交替制の取組を希望するか判断し、発注者と協議する受注者希望方式である。

取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日交替制に取り組むものとする。

契約後速やかに「完全週休 2 日交替制適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認し、適用の可否、対象期間等について協議すること。そのうえで、契約後 30 日以内に完全週休 2 日交替制適用工事実施同意（不同意）届出書を監督職員に提出すること。

3 積算方法等

(1) 補正係数

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、補正係数を乗じるものとし、労務費、現場管理費率に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式および土木工事標準単価における週休2日の取得に要する費用の計上は「完全週休2日交替制適用工事実施要領」によるものとする。

	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

(2) 補正方法

- 1) 入札説明書等において完全週休2日交替制を取り組む旨を明記した工事について、当初予定価格から完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。
- 2) 当初契約後、受注者が完全週休2日交替制を希望しない場合は、直近の契約変更において月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。
- 3) 休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成かつ、月単位の週休2日（4週8休以上）が達成している場合は補正係数を月単位の週休2日交替制（4週8休以上）に変更する。また、月単位の週休2日（4週8休以上）を達成していないものは、補正係数を除した変更とし、通期の週休2日交替制（4週8休以上）を達成できるように取り組むものとする。

4 技能者及び技能労働者の休日の確認方法等

- (1) 受注者は、「工事予定・履行報告書」に技能者および技能労働者の休日率の実績を記入し、監督職員に提出する。
- (2) 監督職員は、毎月1回程度を目安に「工事予定・履行報告書」に記載された技能者および技能労働者の休日率の実績の確認を行う。
- (3) 受注者は、監督職員から技能者および技能労働者の休日率を確認できる資料を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

＜交替制による週単位の週休2日を実施する例＞

- 1) 休日率を確保する対象者
 - 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象。ただし、非常勤（臨時）で従事する者は対象外とする。
 - 2) 休日日数の割合（休日率）の算出（週単位）
 - 対象者ごとに、休日日数の割合（=当該工事における休日日数／7日）を算出する。
※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
・全対象者注1)の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。
- 注1) 工種によっては交替要員の確保が困難な工種もあるが、全工種、全ての技術者、技能労働者を対象とする。

【週単位の休日日数の割合の算出】(表1)

業者	氏名	休日日数	休日日数の割合	平均
J建設	○○	2	28.5%	31.3%
	●●	2	28.5%	
S建設（一次下請）	▲▲	1	14.2%	
	◆◆	3	42.8%	
R機工（二次下請）		3	42.8%	28.5%以上

- ・表1において、全対象者の「休日日数の割合（休日率）」の平均が28.5%（2日/7日）以上となっており、当該週における2日以上の休日の確保がなされていることとなる。
全ての週で同様に休日の確保がなされた場合は、完全週休2日を達成したこととなる。
- 3) 非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員は、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

5 留意事項

- (1) 契約後速やかに「完全週休2日交替制適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認し、適用の可否、対象期間等について協議する。
- (2) 実施に向けた課題がある場合、受注者は解決に向けた検討を行い、工事打合せ簿により監督職員と協議を行う。
- (3) 受注者は、完全週休2日交替制による週休2日確保を実施する旨を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。施工計画書提出時に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための具体的な施工体制や休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じない休日の取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督職員へ提示する。
- (4) 監督職員が、技術者及び技能労働者の休日取得状況の確認をする場合には工事現場の労働者の勤務状況が確認できる書類（出勤簿、工事日誌等）を提示する。
- (5) 監督職員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、技術者及び技能労働者の休日中に資料作成を含めた作業が発生するような指示等は行わないものとする。
- (6) 監督職員は、技術者及び技能労働者ごとの休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

6 成績評定

- (1) 週休2日の達成状況による加点および減点の措置は行わないものとする。